

改正

平成25年10月1日告示第106号

平成26年1月23日告示第6号

平成29年3月24日告示第62号

令和元年10月1日告示第60号の3

令和4年4月1日告示第57号

恵那市低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、恵那市が発注する建設工事（以下「工事」という。）における低入札価格調査制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査制度 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときに、必要な調査を行い、当該調査の結果に基づき落札者を決定する制度をいう。
- (2) 契約担当者 恵那市契約規則（平成16年恵那市規則第46号）第1条に規定する契約担当者をいう。
- (3) 事業主管担当者等 工事を発注する課等の担当者及び当該課等を所管する部の長をいう。

(対象工事)

第3条 低入札価格調査制度の対象とする工事は、原則として予定価格が1億5,000万円以上の工事とする。

(調査基準価格)

第4条 低入札価格調査制度の対象とする工事において、最低価格入札者の申込みに係る価格に100分の110を乗じて得た額が、次項の規定により算出される調査基準価格を下回る場合は、第8条の規定により調査を行うものとする。

2 前項の調査基準価格は、設計額算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額に100分の110

を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の68を乗じて得た額

一部改正〔平成25年告示106号・26年6号・29年62号・令和元年60号の3・4年57号〕

(失格基準価格)

第5条 失格基準価格は、設計額算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費に100分の77を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の70を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額

一部改正〔平成25年告示106号・26年6号・29年62号・令和元年60号の3〕

(調査基準価格等の設定)

第6条 契約担当者は、低入札価格調査制度の対象とする工事に係る入札を行おうとするときは、あらかじめ、予定価格のほか、調査基準価格及び失格基準価格を設定し、予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への周知等)

第7条 契約担当者は、低入札価格調査制度の対象とする工事に係る入札を行おうとするときは、あらかじめ、入札参加資格者に対してその旨を周知しなければならない。

2 契約担当者は、入札の結果、調査基準価格を下回る価格（入札者の申込みに係る価格に100分の110を乗じて得た額。次条において同じ。）で入札が行われた場合、落札の決定を保留する。

一部改正〔平成26年告示6号・令和元年60号の3〕

(調査の実施及び提出書類)

第8条 事業主管担当者等は、前条第2項の規定により決定を保留したときは、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「調査対象者」という。）全員から次に掲げる書類を提出させ、必要に応じ、事情聴取を行い、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) 調査基準価格を下回る価格での応札が可能となった理由（様式第1号）
- (2) 入札金額の積算内訳（様式第2号）
- (3) 配置現場代理人等名簿（様式第3号）
- (4) 手持工事の状況（様式第4号）
- (5) 契約対象工事箇所、調査対象者の事業所、倉庫等との地理的關係（様式第5号）
- (6) 手持資材の状況（様式第6号）
- (7) 資材購入先又は資材リース元の状況（様式第7号）
- (8) 手持機械の状況（様式第8号）
- (9) 機械リース元の状況（様式第9号）
- (10) 労務者の具体的供給見通し（様式第10号）
- (11) 過去に施工した公共工事名及びその工事の発注者（様式第11号）
- (12) 建設副産物の搬出地（様式第12号）
- (13) 下請負契約（一次）の予定の有無（様式第13号）
- (14) 経営状況について（様式第14号）
- (15) その他必要な事項

2 失格基準価格を下回る価格での入札は、調査を行うまでもなく契約の内容に適合した履行がなされないと判断し、失格とする。

（調査の措置）

第9条 前条の規定による調査において、調査対象者が次に掲げる場合に該当するときは、落札の資格を有しない者と判断する。

- (1) 調査対象者が低入札価格調査に協力しない場合
- (2) 契約担当者の定める期限までに前条各号に掲げる資料を提出しない場合
- (3) 提出した書類に不備等がある場合
- (4) 事情聴取に応じない場合
- (5) 前条第2号の積算内訳を調査した結果、次のアからオまでのいずれかに該当する事実が判明した場合
 - ア 当該積算内訳の算出根拠が適正でない場合
 - イ 当該契約の内容に係る見積数量が適正でない場合
 - ウ 当該契約の内容に係る材料や製品等について品質及び規格が適正でない場合
 - エ 当該契約の内容に係る労務単価が適正でない場合

オ 前条各号に掲げる資料の提出時において、当該工事に配置する現場代理人の直接的な雇用関係が証明できない場合

(6) 建設副産物の処理が適正でない場合

(7) 当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合

(調査結果の報告)

第10条 事業主管担当者等は、第8条の規定による調査終了後、速やかに、当該調査結果及び落札の資格を有する調査対象者（以下「落札候補者」という。）を恵那市業者指名審査委員会に報告しなければならない。

(落札者の決定の方法等)

第11条 恵那市業者指名委員会は、前条の規定による報告を受けた場合は、速やかに、その内容を審査し、契約の内容に適合した履行がされると認められるときは、落札候補者を落札者と決定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、落札候補者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該次順位者について改めて第8条の調査を行うものとする。

3 前2項の規定により、落札者を決定したときは、その旨を落札者を含む入札を行った全ての者に対して通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日告示第106号）

この告示は、平成25年10月15日から施行し、同日以後に入札の公告又は入札執行の通知を行う工事から適用する。

附 則（平成26年1月23日告示第6号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日告示第62号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日告示第60号の3）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第57号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

契約番号		工事件名			
会社名			連絡先		開札日

調査基準価格を下回る価格での応札が可能となった理由

1	労務費
2	手持工事の状況
3	当該工事現場と事務所・倉庫との関係
4	手持資材の状況
5	手持機械の状況
6	下請会社等の協力
7	その他（仮設、安全管理、現場管理等当該工事への取組み）

（注1） 上記1から7の項目には、当該価格での応札が可能となった理由を、第2号様式から第14号様式に基づいて、具体的に記入してください。

（注2） 上記1から7の項目は、必ず全ての項目を漏れなく記入してください。

入札金額の積算内訳

--

（注1） 応札時に添付した内訳書と同一のものを添付して下さい。

（注2） 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の諸経費の算出根拠（詳細な積算内訳）を必ず添付して下さい。

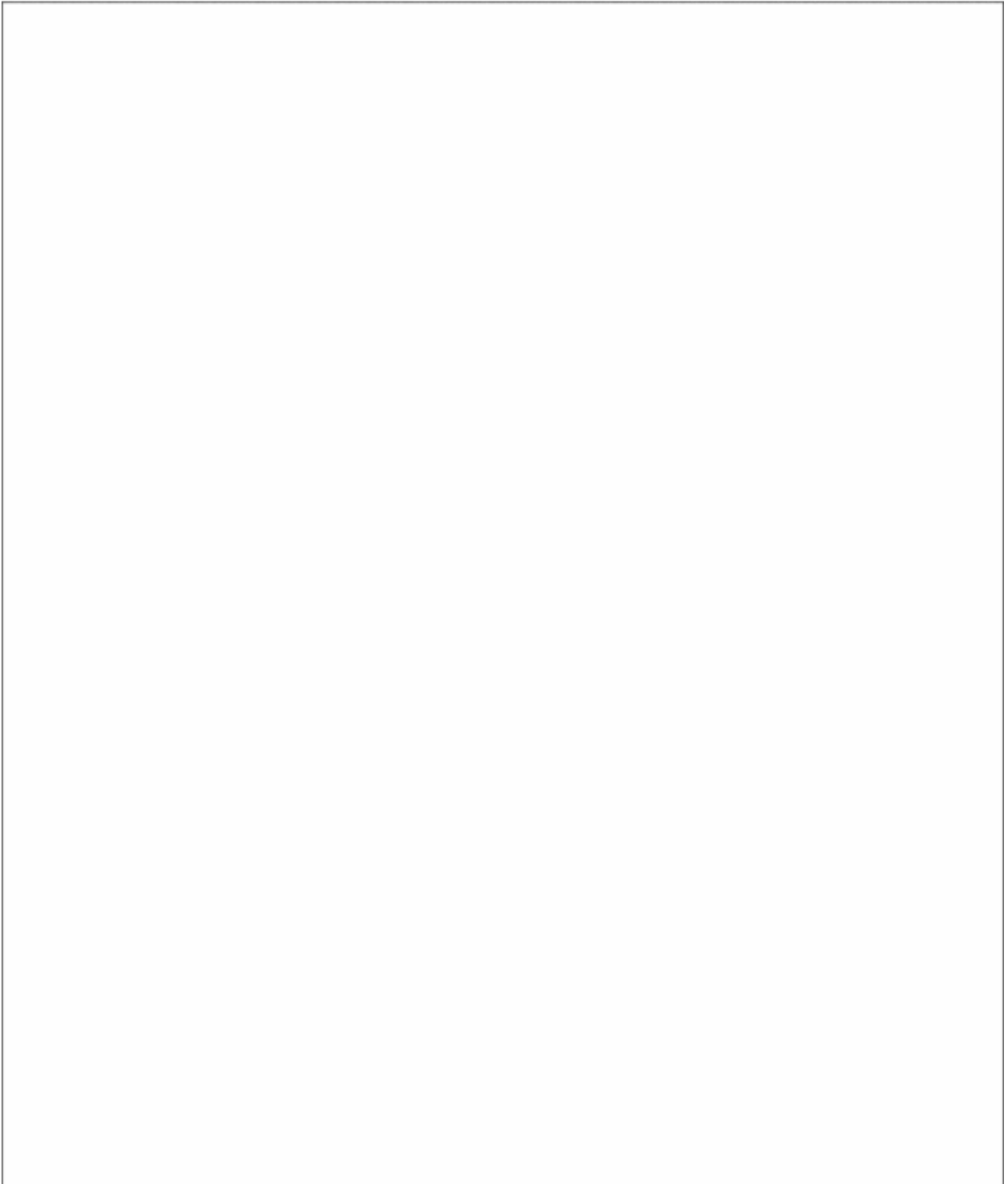
配置現場代理人等名簿

区分(注1)	氏名 (フリガナ)	採用年月日(注2)	資格(注3)	監理技術者証等番号
現場代理人				
技術者				

- (注1) 「区分」の欄には、本件工事において配置する現場代理人や監理技術者等（兼務する場合には、同一枠内に両方）を記入してください。
- (注2) 現場代理人等については、添付資料として、自社社員（本要綱第8条各号に掲げる資料の提出時において、①直接的な雇用関係にあり、②他の工事に従事していない者）であることを証明する健康保険証等の写し、および技術者等と兼務する場合は、必要な資格を有することを証明する書面の写しを提出してください。
- (注3) 「資格」の欄には、「一級土木施工管理技士」や「監理技術者資格者」等、CORINSに登録する資格等の名称を記載して下さい。
- (注4) 上記に記載した現場代理人、技術者等は、病気等真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が入札参加資格を満たすと確認された場合以外は、落札決定後変更することはできません。

様式第5号（第8条関係）

契約対象工事箇所、調査対象者の事業所、倉庫等との地理的關係



（注1） 分かりやすい地図で契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫、隣接工事箇所等との関連が明確になるように記入してください（縮尺は問いません。）。

（注2） 上記記載の所在地や、契約対象工事箇所への所要時間も明らかにしてください。

機械リース元の状況

工種 ・種別	機械の 名称	規格/型式・ 能力/年式	単位	数量	メーカー名	単 価	予定しているリース元名等		
							業者名	所在地	調査対象者との 関係 (取引年数)

機械リース費合計額（円）	
--------------	--

- (注1) 自社にてリースする機械のみ記入してください。
- (注2) 調査対象者との関係の欄には、機械リース元との関係や取引年数を記入し、その関係を証明する規約、登録書等があれば添付してください。
- (注3) 予定している機械リース元について、その会社の社印のある見積書等を必ず添付してください。
- (注4) 機械リース費合計額は、必ず記入してください。

様式第10号（第8条関係）

労務者の具体的供給見通し

1 自社施工

工 種	職 種	単 価 (A)	員 数 (B)	合計額 (A) × (B)
合 計 (C)				

2 下請会社施工

工 種	職 種	単価 (A)	員数 (B)	合計額 (A) × (B)	下請会社名
合 計 (D)					

労務費合計額 (円) (C) + (D)	
-------------------------	--

(注1) 自社施工でない工種及び第13号様式に記載している下請会社名全てを、「2 下請会社施工」の欄に必ず記入してください。

(注2) 下請会社施工の場合、労務単価が不明の時は「合計額 (A) × (B)」のみ記入してください。

(注3) 「労務費合計額 (C) + (D)」は、必ず記入してください。

様式第13号（第8条関係）

下請負契約（一次）の予定の有無

1 下請負契約の予定 有 ・ 無 （どちらかに○印を付けてください）

2 予定している下請負契約

下請負契約の 工事内容（範囲）	下請負契約の金額（税抜き）	下請負契約の相手方 （会社名・代表者名・所在地）	調査対象者との関 係（取引年数）
	【内訳：諸経費】（注2）		
下請負契約金額の 合計			

(注1) すべての下請負契約予定業者について、その会社の社印のある下請負契約見積書等の積算根拠を必ず添付してください。

(注2) 【内訳：諸経費】には、下請負契約金額のうち、諸経費（下請会社の経費や利益等）を記入してください。

(注3) 調査対象者との関係の欄には、下請負契約予定業者との関係や取引年数を記入し、その関係を証明する規約、登録書等があれば添付してください。

(注4) 下請負契約予定業者からの見積書を徴収する際には、予め下請負契約予定業者の諸経費を下請負契約見積書の中に必ず記載して頂くよう、下請負契約予定業者に依頼してください。

(注5) 上記の下請負契約予定業者の諸経費は、当該入札者の現場管理費、一般管理費等に分離計上せず、当該入札者の直接工事費または共通仮設費に必ず計上してください（ただし、事業主管担当者等が止むを得ないと認めるものは除きます。）。

(注6) 第2号様式の入札金額の積算内訳と下請負契約見積額とが整合している必要があります。施工に必要な費目との対応関係が不明確な金額計上が記載されている下請負契約見積書等は、要綱第8条の規定に該当することになりますので、ご注意ください。

経営状況について

Blank area for reporting business status.

（注1） 直近2箇年分の財務諸表（決算報告書）及び会社案内を提出してください。